

第3期あきた文化振興ビジョン (案)

令和5年2月現在
秋 田 県

目 次

第1章 第3期あきた文化振興ビジョンの策定について

- 1 ビジョン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第3期ビジョンの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 第3期ビジョンの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 第3期ビジョンで対象とする文化の範囲・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 本県の文化芸術を取り巻く状況

- 1 法律の制定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 人口減少と高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 デジタル化の進展と感染症の流行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 訪日外国人の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 新秋田元気創造プランの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 本県文化の中核拠点「あきた芸術劇場ミルハス」の開館・・・・・・・・ 5

第3章 第2期ビジョンにおける成果と課題

- 1 主な成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 課題及び今後の目指す方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 基本目標と基本方針

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 基本目標の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 具体的な施策の展開

- ビジョンの全体構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 基本方針A あきた芸術劇場ミルハスを核とした
文化活動の活発化と鑑賞機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 基本方針B 次代を担う後継者や若手アーティストの育成と活動支援・・・・・・・・ 17
- 基本方針C 文化の継承と発展、創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 基本方針D 地域の文化資源を活かした交流人口・関係人口の拡大・・・・・・・・ 21
- ビジョンの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 秋田県文化芸術推進協議会設置要綱・委員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 25

第1章 第3期あきた文化振興ビジョンの策定について

1 ビジョン策定の趣旨

わたしたちが住む秋田県は、四季が織りなす美しい自然に加え、地域ごとに民俗芸能や民謡など、魅力あふれる独自の文化が受け継がれてきました。

また、文化芸術活動は、県民が心豊かに生活を送るための重要な要素となっており、生活にうるおいと安らぎを与え、心のよりどころとして生きがいをもたらしてくれるものです。

本県の豊かで特色ある文化的土壌を背景に、次世代に文化を継承し、これからの地域づくりに活かしていくとともに、県民一人ひとりが心豊かに暮らすことのできる環境づくりを進めていくため、県では、平成31年3月に第2期あきた文化振興ビジョン（以下、「第2期ビジョン」という。）を策定し、文化振興施策の総合的な推進を図ってきました。

この第2期ビジョンでは、「地域の文化力を高め、文化の力で秋田の元気を創造する」との基本目標の下に、4つの基本方針を定め、取組を進めてきましたが、このたび策定する第3期あきた文化振興ビジョン（以下、「第3期ビジョン」という。）では、大きな方向性は変わらないものの、これまでの4年間の取組や令和4年6月に開館したあきた芸術劇場ミルハスの活用、コロナ禍で加速したデジタル化への取組等、新たな要素も加えながら、今後、県が取り組むべき文化振興施策の基本的な考え方や方向性を示します。

2 第3期ビジョンの位置付け

本ビジョンは、文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、中長期的な視点から、今後3年間の本県の文化芸術振興に向けて、行政の関与のあり方や取組の方向性を明らかにし、文化芸術の振興を図る施策を効果的に展開するために策定します。

また、本ビジョンは「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」を文化の観点から補完するとともに、本県の文化振興施策の全体像を示し、総合的に推進するものです。

さらに、「文化芸術基本法」（平成29年6月23日法律第73号）第7条の2で策定が努力義務とされている「その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（地方文化芸術推進基本計画）」として、第3期ビジョンを位置付けます。

3 第3期ビジョンの期間

期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

4 第3期ビジョンで対象とする文化の範囲

本ビジョンが対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- (5) 生活文化等（茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物等）
- (6) 文化財等（有形及び無形の文化財等）
- (7) 地域における文化芸術（伝統芸能・民俗芸能等） 等

第2章 本県の文化芸術を取り巻く状況

1 法律の制定等

(1) 文化芸術基本法の制定

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法が制定されました。この改正により、施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者が創造性や能力を十分に発揮できるよう考慮するとともに、年齢や障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう環境の整備を図ることが規定されました。

また、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、関連する幅広い分野の施策の有機的な連携に配慮することが盛り込まれ、これまで以上に関係者が一体となった施策の推進が求められています。

(2) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定

令和 2 年 6 月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。これにより、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するために必要な措置等が定められました。

(3) 文化財保護法の改正

平成 31 年 4 月に文化財保護法の一部改正が施行され、地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を策定することができるようになりました。

また、令和 4 年 4 月には、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用ができることになりました。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

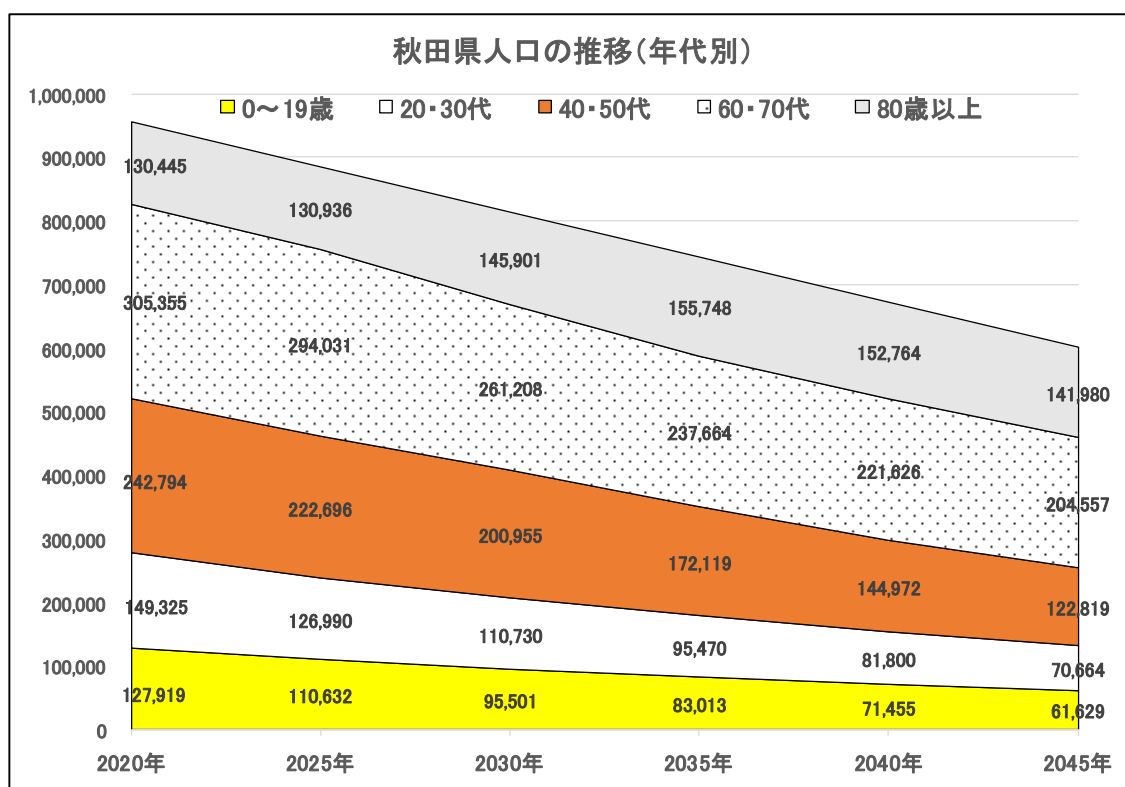
平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。これにより、地方公共団体は、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国と連携して自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

2 人口減少と高齢化の進行

本県の人口は、平成 29 年に 100 万人を割り込み、令和 2 年国勢調査確定値では、約 96 万人となりました。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和 27 年には約 60 万 2 千人になるとされており、特に 20 代から 50 代までの

減少率がとりわけ大きくなっています。

また、人口の減少と同時に高齢化も進んでおり、60代以上の割合は令和2年の45.6%から令和27年には57.6%まで上昇する見込みであり、文化芸術の担い手の高齢化は更に進んでいくものと考えられます。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

3 デジタル化の進展と感染症の流行

デジタル化の進展は、文化芸術分野にも大きな影響を与えており、文化施設利用者やイベント参加者等が求める情報は、インターネットを通じて容易に入手できるようになったほか、デジタル技術を活用したチケットレス、キャッシュレスといった環境も整備されてきています。

また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化イベントの中止や縮小、延期が相次ぎましたが、そのような中で、新しい生活様式の実践として、対面によらずに活動ができるインターネットを活用したオンライン配信などの取組が急速に拡大しています。

デジタル技術は、成果発表や鑑賞の機会を拡大する手段の一つとして、今後も定着・拡大していくことが見込まれるほか、新たな表現方法を生み出すツールとしても様々な活用の可能性が広がっていくと考えられます。

4 訪日外国人の増加

観光庁宿泊旅行統計調査によると、訪日外国人旅行者数は、令和元年までは7年連続で過去最高を更新し、同年の訪日外国人旅行者数は3,188万人に達しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、入国制限等の措置が講じられたことから、令和2年2月以降は大きく減少しました。

コロナ禍で大きく減少したものの、地域経済の活性化を図る上で訪日外国人の存在は重要であり、アフターコロナの時代を見据えると、本県の文化に触れる機会を充実させることが訪日を促す1つの要因となると考えられます。

また、訪日外国人の存在を通して、県民が本県に対する理解を深め、地域の文化を見つめ直し、地域資源としての価値を再発見する契機にもなります。

5 新秋田元気創造プランの策定

県では、令和4年3月に令和4年度から4年間の県政運営の指針となる「新秋田元気創造プラン」を策定しました。おおむね10年後の目指す将来の姿を示すとともに、その実現に向けた具体的な政策を重点戦略と位置づけ、課題解決に向けた6つの柱として、施策・事業を総合的に展開することとしています。

文化振興の取組については、重点戦略の一つである「観光・交流戦略」の目指す姿「文化芸術の力による魅力ある地域の創生」及び「教育・人づくり戦略」の目指す姿「生涯にわたり学び続けられる環境の構築」に位置づけ、地域の元気を創出するための取組方針を示しています。

6 本県文化の中核拠点「あきた芸術劇場ミルハス」の開館

長年、県民に親しまれ、利用されてきた秋田県民会館は、平成30年5月末に閉館し、令和4年6月には新たに県及び秋田市が連携して整備した文化施設「あきた芸術劇場ミルハス」がオープンしました。

ミルハスには、日常的に文化芸術活動に触れ、参加できる環境を提供する役割とともに、公演等がない日にも訪れ、楽しめる魅力ある施設となることが期待されています。



あきた芸術劇場ミルハス外観

第3章 第2期ビジョンにおける成果と課題

1 主な成果

県では、第2期ビジョンにおいて、多くの県民が文化活動に参加し、親しむことができる環境をつくっていくとともに、文化の継承・発展や新たな文化の価値創造に取り組みながら、地域の活性化につなげていくため、「地域の文化力を高め、文化の力で秋田の元気を創造する」との基本目標を掲げて施策を展開してきました。

その主な成果は次のとおりです。

【あきた芸術劇場ミルハスのオープン】

多くの県民が文化芸術活動に触れ、参加できる環境を提供するとともに、公演等がない日にも訪れ楽しめる魅力ある施設として、令和4年6月にあきた芸術劇場ミルハスがオープンしました。同年9月のグランドオープン以降も多くのイベントが実施され、県民の文化芸術への関心が高まっています。

【「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産として登録】

令和3年7月に北海道と北東北3県の共同提案による「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」、「大湯環状列石（鹿角市）」を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産として登録されました。本県の有する文化財の価値が世界的に高く評価されており、その活用への取組が進められています。

【「beyond2020 プログラム」による国内外に向けた情報発信】

「beyond2020 プログラム」は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本文化の魅力を発信するとともに、日本の芸術文化を未来に継承し、大会終了後も国内外に文化情報を発信していくことを目的に展開され、本県も認証組織として積極的に取り組み、本県関係では130件が認証されました。大会は2021年に終了しましたが、その後も国内外に向けた情報発信の取組が続けられています。

【コロナ禍におけるデジタル技術の活用による文化芸術活動の支援】

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、県境をまたぐ移動の自粛や密集を避ける取組が進められた結果、県民の文化芸術活動と文化芸術を鑑賞する機会が大きく制限を受けることとなりました。感染症対策と文化芸術活動の両立が求められる中で、文化芸術関係者の活動再開と、県民が安心して楽しめる文化芸術の鑑賞機会の提供を目指し、動画配信サイトを利用して民謡や伝統芸能の公演動画を積極的に配信し、活動再開を支援しました。

2 課題及び今後の目指す方向

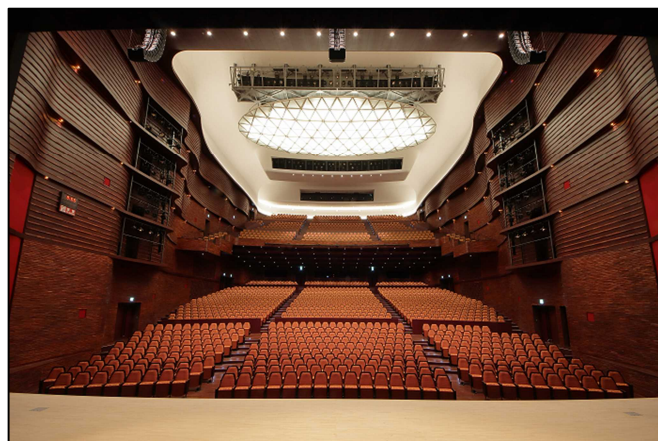
これらの成果や本県の文化芸術を取り巻く状況を踏まえ、第3期ビジョンにおける課題と今後の目指す方向を次のようにします。

○令和4年6月にあきた芸術劇場ミルハスがオープンし、多くのイベントが実施されていますが、本県文化の中核拠点としての更なる施設の活用と文化振興、周辺を含むにぎわいの創出を進めていく必要があります。

○これまでも秋田県芸術文化振興基金を活用し、民俗芸能保存団体等が行う後継者育成、用具修理等を支援してきましたが、人口の減少と高齢化が進む中で、担い手が減り続ける要因分析と担い手を確保する継続的な取組を並行して行う必要があります

○人口減少が進む中で、地域の文化を継承し、発展させるためには、交流人口や関係人口の拡大が不可欠であることから、訪日旅行の再開や観光需要の回復を見据え、地域の文化資源である文化財等を活かした取組を進めていく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症対策と文化芸術活動の両立が求められる中で、徹底した感染症対策を行うと同時に動画配信等デジタル技術を活用した文化芸術情報の発信等を進めることで、県民の文化芸術へのアクセシビリティを高めるとともに、県民が持続的に文化活動を行い、文化芸術を鑑賞する機会を確保していく必要があります。



あきた芸術劇場ミルハス 大ホール客席

第4章 基本目標と基本方針

第3期ビジョンにおいては、第2期ビジョン期間中の成果や課題等のほか、社会情勢の変化や法改正等の動向を踏まえ、本県の課題を解決し、長期的に「文化芸術基本法」の目的に沿った、県民の心豊かな生活及び活力ある社会の実現を目指していくことが必要です。

その実現のためには、長期的な視点から基本目標を、中期的な視点から基本方針を設定し、文化芸術に関する施策を着実かつ継続的に実施していくこととします。また、県民に取組の成果をわかりやすく説明し、県民の意見を加えながら施策を進めていくことが重要と考え、本ビジョンでは、基本目標及び基本方針に加え、新たに成果指標を設定します。

1 基本目標

「県民が文化芸術に親しみ、文化芸術の力で秋田の元気を創造する」

2 基本目標の考え方

本ビジョンでは、県民が文化芸術を鑑賞する機会を充実させるとともに、地域の祭りや行事、学校での活動、ボランティア等、様々な方法で文化活動に自らが主体的に関わることで県民一人ひとりが楽しみ、生きがいを見い出していくことを目指しています。

また、そこで育まれた県民一人ひとりの活力が原動力となり、地域社会に力を与え、県全体が躍動していく姿を目指します。

3 基本方針

基本目標に基づき、このビジョンにおける3年間の施策展開の基本方針を次のように定めます。

基本方針A

あきた芸術劇場ミルハスを核とした文化活動の活発化と鑑賞機会の充実

多くの県民が様々な文化芸術に触れ、自ら参加できるようにするためには、文化活動が盛んに行われ、県民がそれにアクセスしやすい環境を整えていく必要があることから、あきた芸術劇場ミルハスを核として、質の高い文化芸術活動を推進し、鑑賞や発表の場の創出、活動支援を行うとともに、優れた活動や作品を顕彰します。

基本方針B

次代を担う後継者や若手アーティストの育成と活動支援

地域の活力を高めるためには、文化の担い手である若者の活動を活発にしていく必要があることから、中学校や高校の部活動を含む青少年の文化芸術活動を充実させるとともに、新たな文化創造に向け、意欲のあるアーティスト等の活動を支援します。

基本方針C

文化の継承と発展、創造

県民共有の財産である文化を次の世代に継承していくとともに、多くの人々にその価値を認識してもらうため、後継者育成につながる取組や認知度向上に向けた取組等を支援します。

基本方針D

地域の文化資源を活かした交流人口・関係人口の拡大

人口減少が進む中で、地域の文化を継承し、発展させるためには、交流人口や関係人口の拡大が不可欠であることから、人の交流を促し、文化資源を活かして地域を活性化させる特色ある取組を積極的に推進します。

4 成果指標

ビジョン全体の成果を測るための全体指標及び基本方針ごとの指標を設定します。

※指標の実績値は、文化芸術活動に大きな影響があったコロナ禍（令和2年度から令和3年度）以前の数値を採用

（1）全体指標

（指標1）文化芸術を鑑賞している人の割合※

※この1年間にコンサートや美術展、映画等の文化芸術を直接鑑賞（テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く）した人の割合

実績	目標	目標（第3期ビジョン）		
H25	R4	R5	R6	R7
77.0%	—	50%	55%	60%

※平成25年度の実績値は、当該年度に県が実施した「文化振興に関する県民意識調査」から引用したもので、コロナ禍前における当該指標の直近の数値である。

（指標2）文化芸術活動を行っている人の割合※

※この1年間に芸術作品の創作、文化イベントへの出演・参加、文化事業でのボランティア活動等を行った人の割合

実績	目標	目標（第3期ビジョン）		
H25	R4	R5	R6	R7
34.4%	—	37%	38%	40%

※平成25年度の実績値は「文化振興に関する県民意識調査」から引用

（2）基本方針ごとの指標

＜基本方針A＞

あきた芸術劇場ミルハスを核とした文化活動の活発化と鑑賞機会の充実

（指標）ミルハスで開催される大規模イベント・興行数※

※参加者1,500人以上のイベント・興行数

実績	目標	目標（第3期ビジョン）		
R1	R4	R5	R6	R7
—	42	42	42	42

※令和4～7年度の目標値は「新秋田元気創造プラン」から引用

<基本方針B>

次代を担う後継者や若手アーティストの育成と活動支援

(指標) 若者の文化活動を支援する事業への申請数

実績	目標	目標 (第3期ビジョン)		
R1	R4	R5	R6	R7
13	16	17	18	19

※令和6年度の目標値は「第3次あきた子ども・若者プラン」から引用

<基本方針C>

文化の継承と発展、創造

(指標) 国・県指定等文化財の件数

実績	目標	目標 (第3期ビジョン)		
R1	R4	R5	R6	R7
770	785	788	791	794

※令和4～7年度の目標値は「新秋田元気創造プラン」から引用

<基本方針D>

地域の文化資源を活かした交流人口・関係人口の拡大

(指標1) 文化事業への来場者数※

※県主催の各種事業、県内で開催される後援事業等の来場者数

実績	目標	目標 (第3期ビジョン)		
R1	R4	R5	R6	R7
450,445	135,000	270,000	360,000	455,000

※令和4～7年度の目標値は「新秋田元気創造プラン」から引用

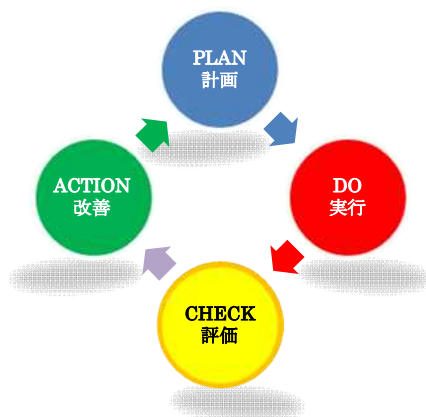
(指標2) 県文化情報発信サイト「ブンカ DE ゲンキ」のページビュー数

実績	目標	目標 (第3期ビジョン)		
R1	R4	R5	R6	R7
108,816	102,200	110,960	120,048	128,480

※令和4～7年度の目標値は「秋田県DX推進計画」から引用

5 進行管理

本ビジョンにおける文化芸術施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、取組の成果を県民に分かりやすく説明するため、PDCAサイクルのマネジメント手法を取り入れ、毎年度の施策、事業、取組の達成状況を検証し、その結果を次年度以降の事業等に反映していくこととします。その検証機能を、県が設置する「秋田県文化芸術推進協議会」が担います。



秋田県文化芸術推進協議会が Check=評価

第5章 具体的な施策の展開

基本目標の「県民が文化芸術に親しみ、文化芸術の力で秋田の元気を創造する」の実現に向けて、4つの基本方針に基づき、11の施策を展開します。

[ビジョンの全体構成]

基本目標

「県民が文化芸術に親しみ、文化芸術の力で秋田の元気を創造する」

基本方針A

あきた芸術劇場ミルハスを核とした文化活動の活発化と鑑賞機会の充実

施策

- 1 多様な人々の文化芸術活動への参加機会の確保と活動の活発化
- 2 県民が文化芸術に親しむ機会の充実
- 3 公立文化施設の利用促進
- 4 文化活動の顕彰等による創作活動の増進

基本方針B

次代を担う後継者や若手アーティストの育成と活動支援

施策

- 1 学校における文化芸術活動・体験の充実
- 2 文化芸術を担う人材の育成・活動支援と発表の場の確保

基本方針C

文化の継承と発展、創造

施策

- 1 民俗芸能の継承支援
- 2 文化財の保存、伝統文化などの継承と積極的な活用
- 3 文化創造に向けた取組への支援

基本方針D

地域の文化資源を活かした交流人口・関係人口の拡大

施策

- 1 文化芸術による交流人口・関係人口の拡大
- 2 文化情報の多様な発信と他分野との連携

基本方針A

あきた芸術劇場ミルハスを核とした文化活動の活発化と 鑑賞機会の充実

<目的・ねらい>

多くの県民が様々な文化芸術に触れ、自ら参加できるようにするためには、文化活動が盛んに行われ、県民がそれにアクセスしやすい環境を整えていく必要があることから、あきた芸術劇場ミルハスを核として、質の高い文化芸術活動を推進し、鑑賞や発表の場の創出、活動支援を行うとともに、優れた活動や作品を顕彰します。

施策1 多様な人々の文化芸術活動への参加機会の確保と活動の活発化

あきた芸術劇場ミルハスを活用し、子どもから高齢者まで多くの県民が文化芸術に親しみ、様々な形で文化芸術活動に参加できる環境をつくります。

また、県内において文化芸術活動が活発に行われるよう、県内各施設等の利用を促進し、文化団体の発表の場や県民の鑑賞機会の確保に取り組むほか、多様な人々が文化芸術活動を行うことができる環境を整備します。

<主な取組>

○あきた芸術劇場ミルハスにおける伝統芸能や民謡等、秋田ならではの文化公演の開催やオンラインを活用した文化公演映像の配信、周辺施設等と連携した賑わいを創出する取組の実施等、ミルハスを活用した取組を進めていきます。

○文化団体が気軽に発表し、県民が日常的に文化に触れる機会を設けるとともに、秋田の文化を県内外に発信する「あきた文化交流発信センター（ふれあーる AKITA）」の活動を推進します。

＜主な取組＞ 続き

- 県民が秋田の文化について再発見し、文化活動参加へのきっかけを得ることができるよう、県生涯学習センター等の文化講座メニューを更に充実させていくほか、県庁出前講座の利用を促進します。
- 毎年9月から11月の3ヶ月間に県全域で文化事業を集中的に実施している「あきた県民文化芸術祭」を継続して実施するとともに、県の文化情報発信サイト「ブンカDEゲンキ」や広報誌、チラシ等による周知を徹底します。
- 秋田県芸術文化振興基金を活用した文化芸術事業への助成や後援を行う等、民間団体等が実施する文化芸術事業を支援します。
- 障害の有無や年齢等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術活動を行い、楽しめるようにするため、文化施設における多言語、障がい者等に対応した環境を整備するほか、障がい者等に配慮した多様な展示方法や舞台発表、子育てしながら文化芸術に親しめる仕組みづくり等を推進します。

施策2 県民が文化芸術に親しむ機会の充実

芸術系大学との連携や一流のアーティストの公演、魅力的で良質な展覧会の提供等により、優れた芸術作品の鑑賞機会を充実させ、子どもから高齢者まで多くの県民が文化芸術に親しみ、様々な形で文化芸術活動に参加できる環境を整備します。

＜主な取組＞

- 県民が身近な場所で一流の音楽等を鑑賞する機会を提供するため、東京藝術大学と連携したアウトリーチや音楽公演等の事業を実施するほか、アトリオンにおいては、希望する小学校等において出前コンサートを開催します。
- 県の文化情報発信サイト「ブンカDEゲンキ」やSNS（フェイスブック、YouTube等）を通じたイベント、各種助成制度、ボランティア募集等の情報を提供するほか、様々な文化芸術団体等のWEBサイトやSNSと連携することにより、幅広い情報発信を行います。

※アウトリーチとは・・・積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

施策3 公立文化施設の利用促進

県全体が文化芸術の力により活気あふれる社会となるためには、公立文化施設の魅力を向上させ、利用促進を図る必要があります。公立文化施設間の共同企画やデジタル化等により、公立文化施設の利用を積極的に推進します。

<主な取組>

- 県民の鑑賞機会の充実と公立文化施設の魅力を向上させるため、ミルハスとアトリオン音楽ホールが連携した音楽公演事業を実施するほか、公立文化施設における共同企画や相互連携を進めていきます。
- 博物館、美術館等においては、県民に魅力的で良質な展覧会を提供し、デジタル技術等の活用による新しい鑑賞・体験モデルの構築・提供や、文化観光の拠点として社会・地域課題と向き合うこと等により、地域の活力向上、賑わいの創出に寄与します。

施策4 文化活動の顕彰等による創作活動の増進

文化の創造活動を活発にするため、文化活動に取り組む人々が発表し、互いに競い合う機会を提供するとともに、優れた作品や活動を顕彰します。

<主な取組>

- 様々な分野、年代における文化活動を行う人々が発表し、競い合う場の提供として、「秋田県美術展覧会」や「青少年音楽コンクール」、「あきたの文芸」等を継続して実施するほか、学校や図書館等と連携して開催情報を周知します。
- 優れた作品や文化の振興に貢献した活動について、秋田県芸術選奨や文化活動の表彰制度により顕彰するほか、文化芸術に携わる方々の活動意欲を増進できるよう、民間団体の顕彰活動を支援します。

基本方針B

次代を担う後継者や若手アーティストの育成と活動支援

<目的・ねらい>

地域の活力を高めるためには、文化の担い手である若者の活動を活発にしていく必要があることから、中学校や高校の部活動を含む青少年の文化芸術活動を充実させるとともに、新たな文化創造に向け、意欲のあるアーティスト等の活動を支援します。

施策1 学校における文化芸術活動・体験の充実

豊かな感性や創造力を持った青少年を育成し、次代の本県の文化芸術を担う後継者として育成するため、文化部等で行われている活動を支援するとともに、優れた芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

また、博物館・美術館等における展示事業の充実とともに、学校等による「セカンドスクールの利用」の促進を目指し、体験的なプログラムの開発と利用を推進します。

<主な取組>

- 子どもの頃から学校や地域において、文化芸術に親しみ、創作活動等に参加できる環境づくりを推進するため、学校等において演劇や音楽、伝統芸能等の公演を行う「秋田県青少年劇場」や「文化による子どもの育成事業」を実施します。
- 子どもたちが身近な場所で一流の音楽等を鑑賞する機会を提供するため、東京藝術大学と連携したアウトリーチ等の事業を実施するほか、アトリオンでは希望する小学校等で出前コンサートを開催します。
- 子どもたちの、生涯を通じて文化芸術体験に親しむ豊かな心と感性を育むため、学校との連携により、学習指導要領に対応したセカンドスクールの利用を推進するほか、ワークショップ等の体験的プログラムの開発と提供、出前講座や出張展示等のアウトリーチの普及と促進に努めます。
- 令和8年度の全国高等学校総合文化祭の開催に向けた機運の醸成を図ります。

施策２ 文化芸術を担う人材の育成・活動支援と発表の場の確保

文化芸術の将来を担う若手アーティスト等を育成するため、発表の場を提供するとともに、文化イベントの企画・運営等のマネジメントを担う若手クリエイター等の育成に取り組めます。取組にあたっては、県内唯一の美術系大学である秋田公立美術大学の教員や学生等が持つ知見やネットワークを最大限に生かし、事業効果を高めることとします。

<主な取組>

○若手アーティストの育成を図るため、「アーツアーツサポートプログラム」により、絵画、彫刻などの美術作品や楽器演奏等のパフォーマンスの発表の機会を提供するほか、イベントの企画・運営等を行うディレクターやキュレーターを育成します。

○若手アーティストが文化事業を展開し、活動基盤の確立に向けて継続的に行う取組に対して支援します。

※キュレーターとは・・・美術品や資料の研究・収集のほか、展覧会の企画・構成・運営等を行う人



上段：アーツアーツサポートプログラム企画展の様子

下段：ギャラリートークの様子

基本方針C

文化の継承と発展、創造

<目的・ねらい>

県民共有の財産である文化を次の世代に継承していくとともに、多くの人々にその価値を認識してもらうため、後継者育成につながる取組や認知度向上に向けた取組等を支援します。

また、メディア芸術や現代アートなど、新たな文化創造に向けた取組等を支援します。

施策1 民俗芸能の継承支援

民俗芸能や伝統行事等の保存と継承を進めるため、保護事業に取り組むとともに、民俗芸能の公開や体験学習を通じて、県民が本県ならではの文化に親しみ理解を深める取組を推進します。

<主な取組>

○保存修理・保護管理等により文化財の確実な保存を図るとともに、民俗芸能の継承者の伝承意欲と技術の向上を進め、後継者を確保して後世に継承するため、児童生徒と民俗芸能保存団体が交流できる場を創出するほか、子どもたちやその親世代が民俗芸能や伝統文化を体験して学習する機会をつくります。

○関係者や関係団体、機関との情報共有により、民俗芸能保存団体等のニーズに対応した支援を行うほか、県内外の大学等と連携した文化事業を実施します。

施策２ 文化財の保存、伝統文化などの継承と積極的な活用

貴重な財産として守り伝えてきた県内の文化遺産について、保存活動を継続し、文化財として指定するとともに、観光誘客に向けて、文化財を積極的に活用します。

＜主な取組＞

- 県民が文化財の魅力に触れ、その良さを発見する機会を充実させるため、映像の記録・保存・情報発信、文化財の展示公開や体験学習等を実施します。
また、伝統文化の継承、保存に向けた状況を把握するため、現地調査等を行います。
- 県内の文化財に関する認知度を向上させるため、国内外に向けてユネスコ無形文化遺産や世界文化遺産等文化財に関する情報発信を積極的に行うとともに地域の受入体制を整備します。

施策３ 文化創造に向けた取組への支援

メディア芸術や現代アートなど、将来、本県文化芸術活動の主軸となり得る活動について積極的に支援するほか、文化の創造を活発化するためには、拠点となる施設が重要であることから、公立文化施設の連携に向けた取組を推進します。

＜主な取組＞

- メディア芸術や野外公演等多くの若者に支持される文化活動のほか、現代アートや多様なパフォーマンス等新たな価値を生み出す活動を支援します。
- 公立文化施設に関する各種協議会を通じて、職員が文化創造に向けた情報を共有し、連携を強化していくほか、県の文化情報発信サイト「ブンカDEゲンキ」と各施設のホームページが連携することにより効果的な情報発信を行います。

基本方針D

地域の文化資源を活かした交流人口・関係人口の拡大

<目的・ねらい>

人口減少が進む中で、地域の文化を継承し、発展させるためには、交流人口や関係人口の拡大による人の交流が不可欠であることから、人の交流を促し、地域を活性化させる文化資源を活かした特色ある取組を積極的に推進します。

施策1 文化芸術による交流人口・関係人口の拡大

民俗芸能やアート、音楽など、本県が有する様々な文化資源を活かし、交流人口・関係人口の拡大につながる地域の活性化や特色ある地域づくりを図る取組を支援します。

<主な取組>

- 地域の文化資源を活用し、国内外から積極的に誘客を図ろうとする民間団体の取組への助成のほか、県内外の若者を対象とした伝統行事等の体験型プログラムの実施、伝統芸能をテーマとした大規模イベント等を開催します。
- 国内屈指の劇団わらび座の劇場公演等を活用した秋田ならではの文化芸術の魅力を発信します。



伝統芸能の祭典「新・秋田の行事」の様子

施策２ 文化情報の多様な発信と他分野との連携

本県文化の情報を様々なメディア、手法を活用して発信するほか、観光分野と連携した取組を積極的に行います。

＜主な取組＞

- 多くの人が文化芸術イベントを楽しむことができるようにするため、動画配信サイト等を活用したライブ中継やアーカイブ映像等を提供するなど、鑑賞機会を創出する取組を推進します。
- 伝統行事や伝統芸能等を体験しながら地域を周遊するツアーコースを設定する等、観光分野等と連携して誘客を促進します。
- 美術館・博物館等の相互連携、デジタル技術等の活用により、県民のアクセシビリティ・ユーザビリティの向上、誰もが豊かさを体験できる文化芸術体験の提供を目指します。

※アクセシビリティとは・・・利用者がサービスを円滑に利用できること

ユーザビリティとは・・・ストレスを感じずに操作して利用者が目的が果たせること

ビジョンの推進体制

県の文化芸術の推進にあたっては、県民をはじめ、県・市町村芸術文化協会など県内文化芸術団体、県、市町村、県内公立文化施設、学校等教育機関、様々な事業者等が、協働・連携しながら一体となって、ビジョンの推進に取り組む必要があります。

各主体に期待される役割は次のとおりです。

(1) 県民

文化活動の主角として、本県文化に関する理解や関心を深めるとともに、主体的に文化芸術の鑑賞や文化活動への参加、創作活動を行うなど、本県文化芸術の振興に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(2) 県内文化芸術団体

これまで培われてきた知識や経験を生かして、地域の実情に即した特色ある文化芸術活動を実践するとともに、次世代への継承にも取り組みながら、地域における文化活動の担い手として中心的な役割を果たすことが期待されます。

また、(一社)秋田県芸術文化協会やその加盟団体である市町村芸術文化協会に対しては、地域の文化振興の中核的かつ統括的な組織として、県や市町村とともに、県民、文化団体、事業者などとの間のコーディネーター機能を果たすとともに、地域の主要な文化振興事業の実施主体となることが期待されます。

(3) 県

県は、広域的な行政主体として、県全体の文化芸術振興の総合的な企画・調整を行い、文化振興ビジョン等の策定を通じ、文化施策の展開方向を示すとともに、県民、文化芸術団体、市町村等、様々な実施主体と連携・協働しながら、本県の文化施策を総合的に推進します。

(4) 市町村

地域に最も密着した行政主体として、その地域の文化芸術情報の総合的な把握を行うとともに、県と協働・連携しながら、主体的にその地域の特性に応じた文化芸術を振興する役割が期待されます。

(5) 県内公立文化施設

地域の文化芸術活動の拠点として、文化芸術を鑑賞する場、文化芸術に関わる人々の交流の場であり、また、文化芸術に関する情報発信拠点としての機能が期待されます。

また、本県文化の中核拠点「あきた芸術劇場ミルハス」との連携による相乗効果も期待されます。

(6) 学校等教育機関

幼稚園や小・中・高等学校等においては、学校教育や課外活動等を活用し、県民や文化芸術団体等と連携して文化芸術の鑑賞や体験の機会の創出に努めることが期待されます。

また、大学等高等教育機関においては、専門人材や知見等の活用により、本県文化芸術の質の向上や若手アーティスト等次世代の育成など、本県文化芸術の推進に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(7) 事業者

文化芸術についての理解と関心を深めるとともに、メセナ活動など社会貢献活動を通じて、地域の文化芸術活動に積極的に参加、協力していくことが期待されます。

なお、文化施策の推進に当たっては、関係者間における情報の共有や事業のPRを積極的に進めるほか、文化振興事業等を受託、運営する企業、団体にも目標の達成に向けた取組を促します。

秋田県文化芸術推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 本県の文化芸術に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、秋田県文化芸術推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）文化芸術施策の方向性及び取組に関すること。
- （2）秋田県文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定及び変更に関すること。
- （3）ビジョンの進行管理に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員及び組織）

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）文化芸術団体関係者
- （2）教育関係者
- （3）文化施設関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他必要と認める者

2 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 協議会は、会長が招集し、会務を総理する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、秋田県観光文化スポーツ部文化振興課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

秋田県文化芸術推進協議会委員

分野	所属団体・職業	役職・委員名	備考
文化全般	(一社)秋田県芸術文化協会	会長 野口 裕子	会長
教育	秋田県高等学校文化連盟	会長 伊藤 雅和	
民俗芸能	秋田県民俗芸能協会	会長 齊藤 寿胤	
文化施設	NPO法人アーツセンターあきた	事務局長 三富 章恵	
学識経験	静岡文化芸術大学	教授 片山 泰輔	副会長
文化一般	ラジオ・パーソナリティ	藤田 ゆうみん	
ダンス	ダンサー	加賀谷 葵	
音楽	秋田県吹奏楽連盟	理事長 池田 孝幸	
経済	秋田経済研究所	専務理事・所長 相原 学	